

中期目標に係る業務実績報告書

平成19年6月 自動車検査独立行政法人

~ 目 次 ~

はじ	めに		1
Ι.	概	況	1
${\rm I\hspace{1em}I}$.	業務	運営評価に関する事項	3
1	. 中	期目標の期間	3
2	. 業	務運営の効率化に関する事項	4
	(1)	組織運営	4
	(2)	人材活用	6
	(3)	業務の効率化	7
	(4)	主要な業務・システムに係る監査と最適化計画の検討	9
3	. 国	民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	10
	(1)	厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底	10
	(2)	審査に係る利用者の方々の利便性の向上	13
	(3)	適正かつ効率的な審査業務の実施の促進	18
	(4)	他機関との有機的連携の確保	21
	(5)	自動車ユーザー等に対する情報提供活動への支援・協力	26
	(6)	自動車の審査業務の体制整備	27
	(7)	諸外国の情報収集等	30
	(8)	海外技術支援	32
4	. 財	務内容の改善に関する事項	33
5	. そ	の他業務運営に関する重要事項	35
	(1)	施設及び設備に関する計画	35
	(2)	人事に関する計画	37
Ⅲ.	自主	改善努力に関する事項	39
別紙	1		10
別紙	2		13

はじめに

自動車検査独立行政法人(以下「検査法人」という。)は、中期目標期間(平成14年7月から平成19年3月まで)が終了したことに伴い、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下、「通則法」という。)及び国土交通省所管独立行政法人の業務実績報告に関する基本方針(平成14年2月1日国土交通省独立行政法人評価委員会決定)の規定に基づき、検査法人の中期目標に係る業務実績報告書を以下のとおり作成した。

I. 概 況

(1) 中期目標期間中に、全国93箇所の検査部及び事務所で、41,071,273件の保安基 準適合性審査を実施した。このうち、ユーザー(受検代行者を含む。)の受検件数 は、32.4%にあたる13,302,118件であった。

また、街頭検査については、443,230件(目標達成率110.8%)を実施した。この結果、法人が実施した保安基準適合性審査件数は、合計41,514,503件であった。

- (2) 自動車の安全・環境基準の強化・拡充に係る法令改正への対応及び審査における細部取扱いの統一・明確化を図るため、審査事務規程を40回にわたり改正するとともに、その内容を広く周知するため、法人ホームページに最新の規程全文、改正の概要及び新旧対照表を掲載することともに、関係団体等への説明会を実施した。
- (3) 不正改造車や基準不適合車を排除するため、新たに、各地で開催されるカスタムカーのショウにおいて、基準に適合しない不適切な改造車や部品・用品に対する不正改造防止の啓発活動を行うとともに、カー用品ショップにおける販売部品・用品の実態調査を実施し、基準に適合しない又は取付位置や取付方法により基準に適合しなくなるおそれのある自動車部品やカー用品に対する不適切な表示や販売方法等についての啓発活動を行った。

また、大型車等の二次架装による不正受検を防止するため、新規検査時に自動車の外観及び架装状態等の画像データを取得・保存するとともに、画像データから自動車の寸法を自動で測定するシステムを設置し、同システムの試験運用を踏まえ、同様のシステムを全国配備するための仕様について検討を行った。

- (4) 中期目標に従い、次のとおり審査施設及び設備を整備した。
 - ① 中国検査部、奈良事務所及び福山事務所の3検査場を移転・新築した。また、

老朽化した長岡事務所検査場及び相模事務所の自動車検査場を建て替えるとと もに、湘南事務所の審査コースを1コース増設し、静岡、三重、埼玉及び八王子 事務所に二輪車審査コースを増築した。

② 受検者が安全かつ快適に受検できるよう、また、検査場環境の改善を図るため、 4輪同時測定式小型用自動方式検査用機器(マルチテスタ)56基の新設・更新、大型小型兼用及び小型用自動方式検査用機器44基の更新、DSコース用検査機器6基の更新、二輪コース用検査機器10基の新設・更新を行うとともに、検査用機器の更新に合わせて、必要な審査上屋床面78カ所等の改修を行った。

なお、設置後10年以上経過した検査機器の割合は、平成15年度の30.8%に対し 平成18年度末では33.4%となっており、特に、大型小型兼用自動方式検査用機器 については、28.1%から37.1%と著しく増加しており、今後の検査用機器の老朽 化が懸念されるところである。

また、新設・更新した検査用機器には検査コースにおける受検者案内用の音声誘導装置を設置するとともに、見学者通路を18カ所に設置した。

③ ディーゼル車の排出ガス規制強化に伴い、ディーゼル黒煙検査の充実・強化を図るため、測定の効率化を図った改良型ディーゼル黒煙測定器を全国で273台(黒煙測定器の総数は312台)配備した。

Ⅱ. 業務運営評価に関する事項

1. 中期目標の期間

(中期目標)

中期目標の期間は、平成14年7月1日から平成19年3月31日まので4年9か月とする。

平成14年度の独立行政法人であった期間は9か月であったため、業績比較の際には必要に応じて、12か月への換算値による比較、又は平成15年実績値との比較を行っている。

2. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 組織運営

(中期目標)

自動車の審査業務を効果的かつ効率的に実施し、かつ、社会ニーズ、自動車技術の高度化・複雑化等に積極的かつ柔軟に対応できる体制を整備するとともに、継続的に組織のあり方の検討を進めること。

(中期計画)

安全・公害基準の見直しなど、検査法人を取り巻く環境が日々変化している状況にあることに鑑みて、利用者の方々をはじめとした社会のニーズ、自動車の技術革新等に適切にかつ迅速に対応できる組織体制づくりを目指します。具体的には、各審査を実施する事務所においてスタッフ制を導入し、これらに対応することに努めます。

また、業務量の変化に適宜、柔軟に対応できるよう組織のあり方の検討 を継続的に進めていくこととします。

(ア) 中期目標期間における取組み

審査業務を実施する各検査部及び事務所(以下「事務所等」という。)において、スタッフ制を導入し、自動車の審査業務における様々な問題に迅速かつ柔軟に対処できるよう所長のもと自動車検査官を担当別に専門スタッフとして配置した。

各事務所等の検査要員について、中期計画で定めた人員の削減計画を踏まえた上で再配置を行うこととし、各事務所等の業務量について、ユーザー受検や並行輸入自動車の事前審査等の処理時間を加味した総合的な業務量指標を算出し、これをもとに、事務所等毎の検査職員1人あたりの業務量が可能な限り平準化されるよう再配置計画を策定し、各検査部・事務所について26人の削減と15人の振替を行った。

当該取組みについては、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による平成16年度における独立行政法人の業務実績評価に対する意見において、先進的な取組みを行っている例として取りあげられている。

また、要員削減の対象となった事務所においては、要員削減後においても適切に審査業務を実施できるよう、検査機器の改良、検査官任命者の優先配置等の対策を行った。

一方、突発的な要員不足等に対応するため、近隣の事務所等における検査職員が業務を支援できるよう支援制度の整備も図った。

(イ) 次期中期目標期間における見通し

次期中期目標に定められた人員削減目標を踏まえた上で、次期中期計画において各事務所等の業務量に応じた再配置計画を策定することとしている。

(ウ) その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

各検査部や事務所における検査要員の年度別再配置

実施年度	削減	振替	計
平成15年度	-8	8	0
16年度	-6	5	-1
17年度	-5	1	-4
18年度	-7	1	-6
合計	-26	15	-11

(2) 人材活用

(中期目標)

適正かつ確実な業務の実施の促進、審査業務の業務改善及び審査業務に係る研究開発業務を推進するため、業務改善に積極的に取組む職員の 適正な評価を図ること。

(中期計画)

職員一人一人が適正かつ確実な業務の実施の徹底、かつ、サービス向上意識を持てるようにするため、日常の審査業務の実績に加えて、業務改善の提案等の実績や職員の緊急時の対応状況等を評価し、職員の業務への取組意欲の向上を図ることを目指します。

(ア) 中期目標期間における取組み

事務能率及び技術の向上に著しく貢献した職員、その他一般の模範として推奨すべき善行のあった職員に対し、業績表彰を行った。

(イ) 次期中期目標期間における見通し

引き続き、業績表彰を行う。

(ウ) その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

業績表彰の推移

年度	件数	表彰者数
平成15年度	2件	3名
16年度	4件	5名
17年度	7件	8名
18年度	4件	5名
合計	17件	21名

(3) 業務の効率化

(中期目標)

管理・間接業務の外部委託、集約化及び電子化等の措置により、業務処理の方法を工夫し効率化を行うこと。特に、一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。)について中期目標期間中に見込まれる当該経費総額(平成15年度の当該経費相当額に4を乗じた額に平成14年度の当該経費相当額を加えた額。)を1.3%程度抑制すること。

(中期計画)

施設の営繕等についての外部委託、経理事務等業務の集約化及び電子 化、ペーパーレス化を推進する等、業務処理の方法を工夫し効率化を行い ます。

特に、一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、審査業務の高度化・改善等ユーザーサービスの向上に対応するために新たな業務に取り組みつつ、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額(平成15年度の当該経費相当額に4を乗じた額に平成14年度の当該経費相当額を加えた額。)を1.3%程度抑制することを目指します。

(ア) 実績値及び取組み

経理事務をはじめとした管理・間接業務の効率化については、旅費管理システムを活用し、旅費請求に関する職員の事務作業を効率化するとともに、外注や情報システムの活用を行った。

また、全国統一仕様とすることが可能な役務や物品の調達については、審査機器の老朽更新、検査職員の被服、検査に使用する書籍等について、引き続き本部で一括契約し、業務の集約化を図った。

さらに、審査施設の整備、審査機器の維持管理業務(定期点検・校正)や中央実習センターの夜間・休日宿直業務を外部委託とした。

その結果、一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。) については、中期目標期間中に見込まれる総額(平成15年度の当該経費相当額に4を乗じた額に平成14年度の当該経費相当額を加えた額。) が5,843,038千円であるところ、実績は4,882,474千円となった。

(イ) 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次期中期目標期間における見通し

目標の1.3%程度の抑制に対し、抑制率は約16%であり、目標値に達している。

目標値を大きく上回った理由は、備品・消耗品購入費の節約及びシステム運用支援体制を見直し、常駐者の削減、工数の見直しを行い、会計システム維持費の節約によるものである。

(ウ) その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

一般管理費執行状況

年度	一般管理費(千円)
平成14年度	570, 958
15年度	1, 318, 020
16年度	1, 068, 878
17年度	961, 555
18年度	963, 063
合計	4, 882, 474

注:人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。

(4) 主要な業務・システムに係る監査と最適化計画の検討

(中期目標)「平成18年3月30日変更(追加)]

「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(平成17年6月29日各府省情報統括責任者(CIO)連絡会議決定)を踏まえ、主要な業務・システム(年間のシステム運用に係る経常的な経費が1億円以上)に係るシステム構成及び調達方式の抜本的な見直し並びに最適化計画の策定を行うため、平成18年度においては、国の行政機関の取組みに準じて、主要な業務・システムに係る監査を実施するとともに、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を図る観点から検討を行うこと。

(中期計画)「平成18年3月31日変更(追加)]

主要な業務・システム(年間のシステム運用に係る経常的な経費が1億円以上)である「PCネットワークシステム」について、システム構成及び調達方式の抜本的な見直し並びに最適化計画の策定を行うため、平成18年度においては、国の行政機関の取組みに準じて、システムに係る監査を実施し、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を図る観点から検討を行います。

(ア) 中期目標期間における取組み

「PCネットワークシステム」について、システム構成及び調達方式の抜本的見直し並びに最適化計画を策定するため、システムの監査を実施し、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を図る観点から検討を行った。

(イ) 次期中期目標期間における見通し

「PCネットワークシステム」について、システム構成及び調達方式の抜本的な見直し並びに最適化計画の策定を行うため、国の行政機関の取り組みに準じて、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を図る観点から、平成19年度末までのできる限り早期に最適化計画の策定を行うとともに、策定した最適化計画を速やかにインターネット等により公表する。

- 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - (1) 厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底

(中期目標)

検査法人は、厳正かつ公正・中立に保安基準適合性の審査業務を実施することが業務運営の大前提であり、この業務が確実に実施されるよう検査 法人組織を挙げて全力で取組むこと。

(中期計画)

検査法人は、厳正かつ公正に行う審査業務というサービスを利用者の 方々に対して、中立的な立場で公平に提供することが最も重要なことであ り、これらを中期目標期間中に徹底していくため、適正な業務執行の意識 徹底、管理・責任体制の強化、緊急時対応訓練の実施・警備の強化、内部 監査の充実をはじめとして各種対策を実施します。

(ア) 中期目標期間における取組み

厳正かつ公正・中立な審査の徹底を図るため、自動車検査独立行政法人法第 13条第1項に基づく審査事務規程を平成14年7月に制定するとともに、道路運 送車両の保安基準等の改正並びに検査現場からの改正提案等に基づき所要の 改正を行ってきた。

また、理事長通達「自動車検査における業務の適正な執行と警察との連携強化について(第2次不当要求防止対策)」に基づき、以下の対策を実施した。

①警察との連携強化及び不当要求防止対策

全事務所等において不当要求防止責任者を約200人選任し、各所轄警察署へ届出を行うとともに、警察との情報交換や不測の事態が発生した際の相談等を行い、連携強化に努めてきた。また、不当要求防止対策として、不当な要求、威圧・暴力行為を行った場合には複数の職員で組織的に対応することなどを審査事務規程に規定した。

また、不当要求に対して毅然とした対応を行うため、全研修コースに法 人本部による不当要求対策に関する講義、2研修コースに顧問弁護士によ る講義、2研修コースに不当要求体験者等による体験聴講等を実施した。 さらに、不当要求があった場合には、すべて本部に報告する情報収集体 制の強化を図った。

不当要求事案については、全国から2,804件の報告があり、年度毎に不当要求発生状況について、プレス発表を行うとともに、管轄する警察署等に不当要求に関する資料説明及び協力依頼を行った。

②管理・責任体制の強化及び緊急時対応訓練の実施等

業務の実施状況の把握と職員間の意思疎通の向上を図るため、チーム制を導入するとともに、管理職等による検査コースの常駐又は巡回を実施した。

また、不当要求があった場合の証拠保全と抑止効果の向上を図るため、 防犯カメラを設置するとともに、業務中に常時録音するため、ICレコー ダを各個人に配備し、不当要求の多い事務所等へは警備員を配置した。

緊急事態を想定した訓練については、緊急事態を想定した具体的な模擬 訓練を行うなど、訓練内容の充実を図り、全国で毎年200回程度実施した。

③監査機能の強化

内部監査の充実として、監事監査の実施のほか、調査・指導要領を定めて、各事務所等について、業務改善の実施状況、不当要求防止対策や事故防止対策の状況などに関して、本部による調査・指導を68カ所、検査部による調査・指導を91カ所実施し、審査業務全般について実態把握と改善指導を行った。

(イ) 次期中期目標期間における見通し

①新基準等に対応した審査方法等の整備

社会情勢の変化に伴って行われる道路運送車両の保安基準に関する細部 規程の改正に対応し、審査事務規程の見直しを行うこととしている。

②審査事務規程の充実・明確化

審査業務における取扱いの細部について、審査の実態に照らして明確化を 図るとともに、全国的に提出書面などの審査方法の統一を図る等、審査事務 規程の規定内容の充実を図ることとしている。

③不当要求防止対策の継続的実施

全事務所等において、引き続き不当要求防止責任者を選任するとともに、 警察署との連携を図り、情報の共有化や緊急訓練の実施などにより意識の向 上を図ることとしている。

(ウ) その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

③不当要求防止対策の継続的実施

不当要求事案の発生件数の推移

年度	件数
平成14年度	323
15年度	655
16年度	609
17年度	640
18年度	577
合計	2,804

(2) 審査に係る利用者の方々の利便性の向上

(中期目標)

検査法人の行う保安基準適合性の審査業務に係る利用者の利便性を向上するための対策を講じること。

具体的には、

- ① 利用者の審査の待ち時間の低減対策
- ② 利用者の審査業務に関する理解の向上のための対策
- ③ 利用し易い審査に係る施設の整備のための対策等を計画的に実施すること。

(中期計画)

利用者の方々が安全に、安心して利用できるよう各種対策を講じます。 ①利用者の方々の審査の待ち時間の低減対策

- ・ 中期目標期間中に最繁忙月と最閑散月との業務量格差を低減する ため、月別や曜日毎の審査業務量を公開するなどの対策を積極的に 行い、利用者の方々ができるだけお待ちいただかずにご利用いただ けるよう努めます。
- ・ 中期目標期間中に機器等の故障による審査機器の停止時間を 2 0 %程度低減することを目標に、施設及び設備の適切な維持・管理 や利用者の方々への利用方法の説明を十分に行うなどにより、安全 に安心してご利用いただけるよう努めます。
- ②利用者の方々の審査業務に関する理解の向上のための対策 利用者の方々に検査法人が行う審査業務の内容や社会的役割・効果、受検方法等に関して理解を深めていただき、納得いただいた上でご利用いただけるように、ホームページ、パンフレット等を積極的に活用した各種情報提供に努めます。
- ③利用し易い審査に係る施設の整備のための対策 初めてご利用される方や高齢者等の方々等にも安心してご利用い ただけるようにするため、利用される皆様の声をお聞きしながら、案 内板、音声誘導装置、の設置をはじめとした施設改善や職員による審 査の案内の充実に努めます。

(ア) 中期目標期間における取組み

- ① 利用者の方々の審査の待ち時間の低減対策
 - 利用者の方々ができるだけ待たずに受検できるように、当法人のホーム

ページを改定し、事務所等毎のページを設け、事務所等毎の混雑時期等についての情報提供を行った。

また、検査予約を確実に運用することが必要不可欠であるため、全国の 事務所における検査予約の実態について、国と共同で調査を実施した。

・ 機器故障が原因で検査コースが停止することにより、利用者の方々に不 便をかけぬよう、審査機器の定期点検を審査機器メーカーに委託し維持管 理を確実に実施した。

中期目標期間の期末である平成18年度の審査機器の故障による検査コースの総閉鎖時間は、2,163時間46分であり、期首の直近の平成15年度の2,149時間23分と比較し、約0.6%の増加となっている。また、最も利用者が多い継続検査コースについては、閉鎖時間が4.4%増加しており、依然として増加の傾向にある。

これは、設置後10年以上経過した機器による閉鎖時間が全体の約6割を 占めていること等から、本中期目標期間の検査用機器更新が滞り、検査機 器の老朽化が進んだことが原因と推測される。

② 利用者の方々の審査業務に関する理解の向上のための対策

1) ホームページの開設及び改修・改善

利用者の方々の審査業務に関する理解の向上のための対策として、平成14年7月にホームページを開設した。

平成16年10月には、利用者の方々の利便性向上のため、見やすく、分かりやすく、探しやすくする改修を行い、検査の受け方の説明、各事務所の所在地、混雑状況の説明を設ける等内容を充実した。この結果、これまでほとんど無かったホームページへの問い合わせが急増し、1,109件の問い合わせがあり、これらに対して回答を行った。

また、「よくある質問(FAQ)」の項目数を増やして質問の内容毎に整理するとともに、問い合わせのサイトに「よくある質問(FAQ)」へのリンクを張るなどの改善を行った。

2) パンフレットの作成・配布

利用者の方々の審査業務に関する理解の向上のための対策として、平成 14年12月にパンフレットを作成して以来、増刷・改訂を行い、日本語版は 3万部、英語版は1,500部を作成し、配布した。

3) C I 活動の推進

利用者の方々の審査業務に関する理解の向上のための対策として、平成 16年度には検査法人の使命と役割を広く国民にお伝えし、身近な存在とし ていくために、CI活動として、「運営の基本理念」、「キャッチフレー ズ」、「ロゴ・マーク」及び「イメージカラー」を制定し、平成17年度 以降パンフレット、検査制服・制帽、看板等に積極的に活用した。

4) 環境報告書の作成

「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」に基づき、平成17年度事業に係る環境報告書を作成し、ホームページに掲載を行った。

③ 利用しやすい審査に係る施設の整備のための対策

- 1) 自動車検査場の立地、施設及び自動車検査用機械器具に係る基準について規定した自動車検査場施設基準を平成15年6月に制定、初めて受検にきた利用者でも検査の流れ等をより理解していただけるようにするため、バリアフリー対策を施した見学者用通路を全国18事務所に新設し、93事務所等中、57事務所に設置した。
- 2) 自動車検査場の施設の建替え、改修及び修繕並びに自動車検査用機械器 具の更新、改修及び修繕について規定した自動車検査場施設等更新基準を 平成16年3月に制定し、清潔で明るい検査場において、利用者に快適に受 検していただけるよう、検査場の屋根、壁面及び鉄骨等の改修又は再塗装 を行った。
- 3) 用地が狭隘であり、審査施設が老朽化していた中国検査部、奈良事務所及び福山事務所について、利用者の方々の不便を解消するため、自動車検査場を移転・新築した。それぞれの自動車検査場には車いすの方々にも安心して見学していただけるバリアフリーの見学者通路を設置し、受検のための見学者のみならず小学生、中学生等の社会見学にも対応可能とした。また、それぞれの自動車検査場にはフルタイム4WD自動車に対応した4輪同時測定式小型用自動方式検査用機器(マルチテスタ)、大型自動車等の多軸自動車に対応した検査機器を設置することにより、自動車の検査を安全、かつ、迅速に行うことができるようになった。
- 4) 審査機器による不慣れな受検者の方々に音声による案内ができるよう、 平成17年度から音声誘導装置をマルチテスタ以外の機器にも標準仕様 とし、中期目標期間中に更新した自動方式検査用機器に音声誘導装置を装 備した。また、コースへの入場可能な車両や偏平タイヤでの受検時の注意 事項等の案内表示を行うとともに、不慣れな受検者の方に受検上の注意等 について職員が説明を行っている。
- 5) 二輪自動車の審査を安全、かつ、効率的に処理できるようにするため、 三重、静岡、奈良、長岡、埼玉、福山及び八王子の7事務所について、二 輪自動車専用の審査機器を新規導入し、93事務所等中、46事務所等に設置

した。

- 6) 利用しやすい審査に係る施設の整備について検討するに際し、審査業 務中の事故発生状況について把握・分析し、18年度に事故発生状況につい てプレス発表を行い、事故防止への協力を呼びかけた。
- 7) 審査業務中の事故は、平成14年以降842件発生しており、その都度様々な再発防止対策を行ってきた。しかしながら、事故件数は年々増加傾向となったことから、総合的な事故防止対策を推進するため、17年度から安全衛生運動実施計画(安全衛生管理基本方針)を策定し、職場安全点検の実施や連続無事故日数表示運動などにより事故防止意識の向上を図った。さらに安全作業マニュアルや傾斜角度測定の安全作業マニュアル等を策定し事故防止を図った。

(イ) 次期中期目標期間における見通し

- ① 国と連携した予約制度の運用 厳正かつ公正な審査を実施しつつ、国と連携して検査の予約制度を適正に 運用し、審査の待ち時間の低減を図ることとしている。
- ② 利用者の方々の審査業務に関する理解の向上のための対策 ホームページ・パンフレットについては、適宜必要な見直しを行うととも に、引き続き配布等による積極的な情報提供に努めることとしている。
- ③ 利用しやすい審査に係る施設の整備のための対策

次期中期期間中の老朽更新については、機器年齢が上がった故障発生率の高い検査機器を重点的に更新することに併せて、更新機器に各種安全対策や音声誘導装置等の設置を図ることにより、検査機器の故障等によるコース閉鎖時間を平成18年度に比べ次期中期末において20%以上削減することとしている。

また、安全作業マニュアルの充実、最低地上高検出装置、案内板、音声誘導装置の設置をはじめとした施設改善等により、国土交通省の講じる民間指定工場による指定整備率の一層の向上を図るための措置の効果を加味しつつ、受検者等の事故を18年度末に比べ、次期中期末において20%以上削減することとし、利便性の向上を図るとともに、受検者が安全にご利用いただけるものとするよう努めることとしている。

(ウ) その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

① 利用者の方々の審査の待ち時間の低減対策

検査機器の故障による検査コース閉鎖延べ時間

	継続検査コースの故障に	検査コースの故障に		
	よる閉鎖時間	よる総閉鎖時間		
平成14年度	1,733時間 25分(9ヶ月)	2,073時間(9ヶ月)		
15年度	1,743時間 58分	2,149時間 13分		
16年度	1,888時間 51分	2,251時間 16分		
17年度	1,790時間 28分	2,528時間 58分		
18年度	1,820時間 51分	2,163時間 46分		
合計	8,977時間 33分	11,166時間 13分		

② 利用者の方々の審査業務に関する理解の向上のための対策 ホームページへの問い合わせ件数の推移

	問い合わせ件数
平成16年度	147
17年度	460
18年度	502
合計	1, 109

(10月からの数値)

③ 利用しやすい審査に係る施設の整備のための対策 審査業務中の事故発生件数の推移

	件数
平成14年度	101
15年度	149
16年度	167
17年度	201
18年度	224
合計	842

検査用機器新設・更新状況

	マルチ テスタ	大型小型兼用	小型	DS	二輪	合計
平成14年度	5	6	3			14
15年度	12	17	10	4	4	47
16年度	11	2	1	2	2	18
17年度	11	2			2	15
18年度	17	3			2	22
合計	56	30	14	6	10	116

(3) 適正かつ効率的な審査業務の実施の促進

(中期目標)

①職員の審査技能の研鑽

適正かつ確実に業務を実施するため、審査業務を実施する職員の審査 技能レベルの向上に努めること。

このため、定期的に職員の研修を実施し、中期目標期間中に審査業務に関する研修時間を20%程度増加するなど、職員研修の充実に努めること。

②業務改善の継続的検討とその実施

審査業務の改善方策の検討を継続的に行い、中期目標期間内で10件程度の審査業務改善方策を講じ、適正かつ確実な審査業務の実施に努めること。

(中期計画)

独立行政法人として厳正かつ公正・中立に審査業務を実施することを徹底するとともに、効率的に実施することを促進することを目指し、業務のあり方について不断の見直しを行うとともに、適正な業務の実施の徹底及び職員の審査技術の研鑚に努めていきます。

①職員に対する研修等の実施

適正かつ確実に業務を実施するとともに今後予定されている審査項目の導入等に適宜適切に対応していくために、適正な業務の実施の徹底及び職員の審査技術の向上に継続的に取組んでいくこととします。具体的には、検査法人の職員の研修機関である検査実習センターにおいて、中期目標期間中に職員に対して、適正な審査業務の実施に関する研修を含め審査業務に関する研修時間を20%程度増加するとともに、より質の高い研修を職員に提供することを目標に研修内容の充実に努めていきます。

②業務改善の継続的検討とその実施

中期目標期間内で50件程度の改善提案を取りまとめ、このうち10件程度の審査業務改善方策を講じることを目標に、職員による業務改善のための活動、アンケート調査の実施、モニター制度の導入等による利用者の方々の御意見の収集、さらに、外部の有識者の方々との意見交換等の業務改善のための仕組み作りを積極的に行います。それらを踏まえて、適正かつ確実に業務を実施し、利用者へのよりよいサービスの提供に努めます。

(ア) 実績値及び取組み

①職員に対する研修等の実施

研修時間については、独立行政法人化前の詳細データが無いため、平成15年度に対する平成18年度の実績値により比較を行うと、平成15年度が649時間に対し、平成18年度は909.75時間と40.2パーセントの増加となった。

また、研修コースの再編成と検査職員のレベルに応じた研修コースの充実させるため、次のような見直しを行った。

- 1)対象者に応じたきめ細かな研修コースの新設・再編成 新規採用者、再任自動車検査官、検査補助員及び施設担当官といった新 しい対象者に対する研修を新設するとともに、他の研修対象者に対する研 修コースの内容を見直しし、再編成を行った。
- 2) 八王子事務所を活用した審査技術研修の導入 隣接する八王子事務所の施設を活用した実践的な審査技術研修を複数 の研修で導入した。
- 3)検査官への早期昇任等に対応した研修の実施 審査技術研修の実施時期を見直し、基礎的な審査技術修得期間を従来の 「採用後5年~7年」から「採用後4年目」として、早期養成することと した。

② 業務改善の継続的検討とその実施

職員が審査業務全般の意見、要望及び提案等を法人内で容易に発信することができる環境作りとして設置した「NAVIポスト」においては、33件の要望、提案を受け付け、このうち13件について業務改善を行った。

重要かつ緊急性が高いものについて検討を行うこととしている本部及び 事務所等の職員からなるプロジェクト・チーム (PT) においては、審査事 務規程等の改善項目を継続的に検討し、取りまとめた。

平成18年度に有識者によるアドバイザー会議を開催し、委員にモニターとして受検体験をしていただくとともに、平成16・17年度に行ったアンケート調査結果をもとに初めての受検者への案内方法等の業務改善に関して検討を行った。

(イ) 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次期中期目標期間における見通し

① 職員に対する研修等の実施

目標の20%程度の研修時間の増加に対して、増加率40.2%であり、目標値

に達している。

今後は、新基準や新技術に対応した研修内容の高度化や見直しを図り、職員の審査技術の向上に継続的に取組んでいくこととしている。

② 業務改善の継続的検討とその実施

目標の10件程度の審査業務改善方策を講じることに対して、業務改善を行った数13件であり、目標値に達している。

次期中期計画においても、受検者に対してアンケート調査を行うことにより、受検者の要望の把握に努めることとしている。

(ウ) その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

① 職員に対する研修等の実施

	新設又は再編された研修				
研修名	新設又は再編成				
新規採用者導入研修	新規採用者の研修レベルを向上するため関係法令等を習得させることを目的として中央実習センターにおける「新規採用者導入研修(前期)」と審査技術を習得させることを目的として、配属事務所等における「新規採用者導入研修(後期)」を実施する新しい研修				
再任自動車 検査官研修	2年以上検査業務を離れ、検査法人検査官に再任された者の ための新しい研修				
検査補助員 研修	検査補助職員の資質向上のための新しい研修				
施設担当官 研修	施設関係を担当する検査官を対象とした新しい研修 (18年度から一般研修と特別研修の2種類を設定)				
上級検査官 研修	対象者に中堅主席クラスを追加				

(4) 他機関との有機的連携の確保

(中期目標)

自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止、環境の保全を図るため、国土交通省等と連携しながら、効果的な対策を計画的に実施するよう努めること。

①不正改造車の排除等の推進

国土交通省等の要請に応じて、これに協力して中期目標期間中に4 0万台の車両を検査することを目標に、街頭検査を実施すること。

②車両の不具合情報の収集

リコール車の早期発見等に役立つよう、審査業務の実施を通じて車 両等の不具合情報の収集に努めること。

③その他の対策の実施

自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止、環境の保全を 図るため、国土交通省等と連携しながら、上記の対策のほか効果的な 対策を計画的に実施するよう努めること。

(中期計画)

日常の検査業務のほか交通安全活動等各種業務を国土交通省等関係機関と緊密に連携を取りながら積極的に実施してまいります。

①不正改造車の排除等の推進

基準に不適合な自動車や不正に改造した自動車を排除していくために、国土交通省等の要請に応じて、これに協力して中期目標期間中に40万台の車両を検査することを目標に、街頭検査を実施していきます。

②車両の不具合情報の収集

審査業務の実施を通じて車両等の不具合情報の収集に努め、当該情報を国土交通省に積極的に提供する等により、リコール車の早期発見等に役立てます。

③事故車両の原因究明への取組み

審査業務で培ったノウハウを生かして事故車の原因究明に積極的に取り組めるよう、中期目標期間内で原因究明の具体的な実施方法の 策定やマニュアル化を目指します。

④社会ニーズに対応した審査業務に係る各種業務の実施

自動車の走行距離メーターの改ざんや自動車の盗難といった社会問題に審査業務を実施する立場から対応することができるよう各種

(ア) 中期目標期間における取組み

① 不正改造車の排除等の推進

国土交通省等の要請に応じて、これに協力して443,230台の街頭検査における保安基準適合性の審査を行い、中期目標の40万台を1割以上超過して実施した。

② 車両の不具合情報の収集

平成14年度に業務量を報告・集計するための業務量統計システムを構築し、 そのシステムを用い各事務所で収集した車両不具合情報を本部に報告する こととした。

平成14年度以降、車両不具合情報システムにより各事務所から収集したもの242台及び事務所からの審査判定に係る問い合わせのうち車両の不具合情報に該当すると思われるもの9台の合計251台について、国土交通省に対しリコール情報として報告を行った。

その結果、当法人が報告した事例により8件のリコールとなり、また、当 法人の報告が契機となって製造元により5件の自主改善が実施されている。

③ 事故車両の原因究明への取組み

事故車両の調査は、警察から依頼により行っているところであるが、中期目標期間中に19件の調査を行った。そのうち3分の2が車両火災であり、その他は不具合ごとにそれぞれ $1\sim2$ 件である。

事例が極めて少なかったため、原因究明のための具体的な実施方法の策定 やマニュアル化は行うことができなかった。

④ 社会ニーズに対応した審査業務に係る各種業務の実施

1) 不正受検の摘発及び再発防止対策

検査票の不正使用や替え玉受検などの不正受検については、中期目標期間中に46件あり、再発防止のため、報告された情報を全国展開して共 有化を図るとともに、国又は警察へ通報して措置を行った。

また、平成18年度に検査場における不正受検等の犯罪行為の状況についてプレス発表を行った。

さらに、大型車等の二次架装による不正受検を防止するため、新規検 査時に自動車の外観及び架装状態等の画像データを取得・保存するとと もに、画像データから自動車の寸法を自動で測定するシステムを設置し、 同システムの試験運用を踏まえ、同様のシステムを全国配備するための 仕様について検討を行った。

2) 走行距離メーター改ざんの排除

不具合発生状況と走行距離との関係を分析するための基礎資料を得ながら、中古自動車の公正取引上の観点から走行距離メーター改ざんを排除するため、検査時の総走行距離計の表示値が自動車検査証に記載されることになったことから、審査事務規程の一部を改正し、走行距離計表示値の確認方法及び審査結果通知書への記載方法等を新たに定め、平成16年1月から、受検車両の総走行距離計の表示値を確認する業務を確実に遂行している。

3) 車台番号改ざん受検事案への取組み

自動車の盗難については、国において各種の対策が実施されているところであり、審査業務の中で車台番号の改ざんを発見することが効果的な対策であることから、車台番号の打刻字体を確認するための工夫(打刻字体確認シートの配布)を行うことなどにより、車台番号の改ざんの発見に努めている。

車台番号等の改ざんが発見については、中期目標期間中に822件の報告があり、他の事務所等での受験に備えて、報告された情報を全国展開して共有化を図るとともに、国に通知し、国において盗難車情報との照会を行い、必要に応じて警察へ通報して措置を行った。

また、18年度に法人が検査において発見した不正打刻等の状況についてプレス発表を行った。

(イ) 次期中期目標期間における見通し

① 不正改造車の排除等の推進

基準に不適合な自動車や不正に改造した自動車を排除していくために、国土交通省等の要請に応じて、これに協力して、国土交通省の講じる民間指定整備工場による指定整備率の一層の向上を図るための措置に伴い、次期中期目標期間中に44万台以上の車両を検査することを目標に、街頭検査を実施していくこととしている。

② 車両の不具合情報の収集

審査業務の実施を通じて車両等の不具合情報の収集に努め、当該情報を国 土交通省に積極的に提供する等により、リコール対象車の早期発見等に役立 てるとともに、国土交通省の要請に応じて受検者への注意喚起などを行うこ ととしている。

③ 事故車両の原因究明への取組み

事故車両の調査は、警察からの依頼を基本としているため、今後も大幅な 調査台数の増加が見込めない状況である。

しかしながら、事故車両の調査の結果、リコール事案に発展する可能性も あるため、警察からの依頼にその都度対応することとしている。

併せて、比較的事例の多かった車両火災を中心に、引き続き具体的な実施 方法の策定等を目指します。

④ 社会ニーズに対応した審査業務に係る各種業務の実施

不正受検の防止に努めるとともに、車台番号等の改ざんなどの事例を収集 し、分析と対応を進めていくこととしている。

新規検査等の高度化による不正な二次架装及び不正受検を防止するため、 新規検査等における車両の状態を画像等として取得し、電子的に記録・保存 する機器等を順次導入し、運用するとともに、検査結果等について電子的に 記録・保存する機器等の順次導入を図ることとしている。

(ウ) その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

② 車両の不具合情報の収集

リコール等につながった車両不具合情報

概 要	報告事務所	リコール届出月	改善
回転部分(タイヤ)の突出	岡山	平成14年11月	自主改善
回転部分(タイヤ)の突出	岡山	15年2月	自主改善
後面方向指示器の灯色	八王子	15年10月	リコール
後退灯の取付け個数	中国	15年7月	自主改善
座席間隔の不足	和歌山	17年4月	リコール
最大安定傾斜角度の不足	長崎	17年6月	リコール
ホイールキャップの突出	和泉	17年9月	リコール
黒煙排出量の増大	山梨	17年11月	自主改善
コネクティングロッドの破損	本部	17年11月	リコール
方向指示器の増減	筑豊	17年11月	リコール
後部反射器の未装備	札幌	18年3月	リコール
ワンマンバス構造要件の不備	兵庫	18年7月	自主改善
座席ベルトの種別相違	千葉	19年3月	リコール

注:「報告事務所」は、不具合情報を最初に報告した事務所等名を記載しており、同様な不具合について複数の事務所から報告されているものもあります。

③事故車両の原因究明への取組み

中期目標期間中の事故調査実績

事故種類	車両火災	車輪脱落	急発	進 制動不能	タイヤ	不 明	計
件数	13	2	1	1	1	1	19
割合	68%	11%	5%	5%	5%	5%	100%

④ 社会ニーズに対応した審査業務に係る各種業務の実施 車台番号等の不正打刻発見件数の推移

年度	件数
平成14年度	2
15年度	100
16年度	229
17年度	258
18年度	233
合計	822

(5) 自動車ユーザー等に対する情報提供活動への支援・協力

(中期目標)

自動車の検査の社会的意義への理解を図りつつ、国土交通省等と連携しながら、自動車ユーザーの保守管理意識を向上するための各種対策を実施すること。

(中期計画)

国民の皆様に自動車の検査の社会的意義への理解を深めていただき、自動車の安全確保、自動車による公害防止等環境保全に自ら積極的に参画していただくことを目指して、国土交通省等と連携しながら、下記のような各種対策を実施していくこととします。

- ・ 自動車の検査の役割及び検査方法等に関して国が行う各種キャンペーン等へ参画するとともに、検査による事故防止効果に関する情報等をインターネット等により広く公開することに努めます。
- ・ 利用者の方々に適切な整備を実施していただけるように、審査結果 について合否判定結果だけでなく数値による情報提供を行うための 調査・研究を実施し、順次情報提供事業を実施することに努めます。

(ア) 中期目標期間における取組み

- ① 春秋の全国交通安全運動(交通対策本部決定:本部長は内閣府特命担当大臣)に主催者の一員として参画するとともに、不正改造車排除運動、点検整備推進運動及びディーゼル黒煙クリーン・キャンペーン(推進:国土交通省他)に協力機関として参画し、期間中の街頭検査や黒煙検査の強化等、自動車の安全確保、環境の保全に対し積極的に支援・協力を行った。
- ② 平成17年度に八王子事務所に審査結果を情報提供することができるシステムを試験的に設置し、平成18年度において、当該システムを用いて試験運用を行った。

(イ) 次期中期目標期間における見通し

- ① 次期中期計画において、国等が行う各種キャンペーン等へ参画することとしている。
- ② 次期中期計画において、利用者の方々に適切な整備を実施していただけるように、審査結果について合否判定結果だけでなく数値による情報提供を行うための調査・研究を実施し、順次情報提供を実施することに努めることとしている。

(6) 自動車の審査業務の体制整備

(中期目標)

中期目標の期間中に基準の制定、改正等がなされた場合にあっても、適切な審査を行うための体制を整備し、これにより審査業務を確実に実施すること。

(中期計画)

自動車の構造、装置の高度化、複雑化に伴い実施される自動車の安全・ 公害基準の改正に逐次、迅速かつ適切に対応します。

- ① 審査業務を確実に実施するため、施設の維持管理等に適切に取組んでいくこととします。
- ② 国の行う保安基準の改正等に対しては、必要に応じて施設の新設、 改修、職員の研修を実施する等の措置により審査体制の整備を行うと ともに、適切な審査業務を行うための審査技術及び審査機器に関する 調査、検討及び開発を積極的に行います。また、必要に応じ審査機器 の導入・改善を図ります。

なお、具体的にはNOx法の改正等に併せ以下の排出ガス検査の調査、検討及び開発に積極的に取組むこととしています。

- ・低濃度排気黒煙に係る審査手法の調査・検討
- ・自動車の走行実態に則した排出ガスの審査手法の調査・検討

(ア) 中期目標期間における取組み

- ① 施設の維持管理については、審査機器の定期点検を審査機器メーカーに委託し、審査機器の維持管理を引き続き確実に実施することとした。また、審査機器の適切な維持管理の実施にあたり必要な知識の習得を促すため、中央実習センターの研修に専門の特別コースを設け、施設担当者の育成を開始した。
- ② 国の行う保安基準の改正等に対しては、審査業務において保安基準の適用 条項が容易に判定できるよう内容の整理及び取扱いの統一を図る等の整備 を行い、中期計画期間において40回にわたる改正を行い規定の整備が大きく 前進した。

特に、平成15年7月及び9月には、道路運送車両の保安基準の第2次及び第3次の告示化に併せて、これまで道路運送車両の保安基準及び自動車検査業務等実施要領等の国土交通省の関係通達に規定されていた各項目につい

ても、審査事務規程に一体的に明記するとともに、平成16年3月には、審査 業務において保安基準の適用条項が容易に判定できるよう規定内容を整理 した。

これにより、これまで保安基準や通達等、様々な規定を参照しなければ実施できなかった審査がほぼ審査事務規程のみで実施できるようになり、審査の基本となる規定の明確化が格段に進展した。

また、平成16年度以降も、検査現場職員からの改正提案に基づき所要の改正を行うとともに、並行輸入自動車審査要領に関する検討結果の反映や排出ガスに係る従前規定の適用表の取り込みと併せて、軌陸車等に係る不正な二次架装問題などに対応し、審査事務規程を改正を行い、一層の充実を図った。

③ 低濃度排気黒煙に係る審査手法の調査・検討については、ディーゼル黒煙の低減をはじめ環境対策について、より一層の取組みが求められていることから、平成15年6月1日から「アクセル全開の空ふかし」による黒煙の目視検査の実施を審査事務規程に明記し、ディーゼル車の黒煙検査の適切な実施に努めてきたところである。

特に、黒煙汚染度合25%以下という最新の規制が適用されるディーゼル車については、目視による確認が困難であるため、16年より25%規制車については全数黒煙測定器を用いて検査を実施することとした。40%規制車及び50%規制車については、目視で確実に規制に適合すると判断できた場合を除いて、黒煙測定器を用いて検査を実施した。

また、ディーゼル車が排出する排気ガスを検査場内に滞留させないための 黒煙処理装置を設置した事務所等では、規制値にかかわらずすべてのディー ゼル車について黒煙測定器を使用して黒煙濃度を測定している。

このディーゼル黒煙検査の充実・強化のため、細部にわたる改善を施した新しいディーゼル黒煙測定器を開発させ、老朽化機器との入れ替え・増設などにより平成16年度末までに改良型ディーゼル黒煙測定器を全国で273台(ディーゼル黒煙測定器の総数は312台)導入した。

また、検査場内に滞留する黒煙を効果的に排除するため、平成18年度末までに全国で66事務所に延べ185台の黒煙処理装置を設置した。

- ④ 業務を円滑に実施するために、次の新基準等に関する実務研修を実施した。
 - ・黒煙濃度測定器及びオパシメーターの取扱い(平成15年度)
 - ・前方視界要件及び直前直左視界要件の確認方法(平成16年度)
 - 軽油中硫黄濃度の測定方法(平成17年度)
 - ・新灯火基準及び視認角度要件の測定(平成18年度)

(イ) 次期中期目標期間における見通し

- ① 引き続き、審査機器メーカーへの委託、中央実習センターでの研修等により、審査機器の維持管理を確実に実施することとした。
- ② 審査業務を確実に実施するため、老朽化した審査機器の更新を適切に行うとともに、審査機器の定期点検を審査機器メーカーに委託し、維持管理を引き続き確実に実施することとしている。

また、審査業務の効果を向上させるため、車載式故障診断装置の活用等、 新たな審査方法の調査検討を国土交通省等と連携しつつ行うこととしてい る。

さらに、審査業務における取扱いの細部について、審査の実態に照らして 明確化を図るとともに、全国的に提出書面などの審査方法の統一を図る等、 審査事務規程の規定内容の充実を図ることとしている。

(ウ) その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

改良型ディーゼル黒煙測定器

以 工 / 1	\ \ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
年度	導入台数
平成14年度	
15年度	130
16年度	143
17年度	_
18年度	_
合計	273

(7) 諸外国の情報収集等

(中期目標)

自動車検査の実施方法等に関して諸外国の情報を積極的に収集することにより、日本の審査業務の改善を図ること。

(中期計画)

自動車の国際流通の進展やそれに伴う安全・環境基準の国際的な基準調和や自動車の型式認証の相互承認等が進展していくなか、自動車の検査業務についても国際的な視野から検討を進めます。

このため、審査業務を行う公的機関として、自動車の検査に関する国際会議であるCITA(国際自動車検査委員会)等に定期的(年2回程度)に参加し、諸外国の行政機関等との情報交換を行うことにより、日本の審査業務の国際化の観点からの改善に役立てることとします。

(ア) 中期目標期間における取組み

検査法人の設立とともに、CITA(国際自動車検査委員会)事務局に対し、日本の検査担当公共機関として正規委員となるべく加盟手続きを行い、 平成15年に加盟が承認された。

その後、CITA総会に毎回(計3回)参加し、情報収集を行うとともに情報提供を行った。

平成17年の総会では、日本の安全規制と自動車検査体制の見直しについて 紹介した。

情報収集の結果を踏まえ、国際的な標準的検査を規定したCITA勧告のうち、品質システムに関する勧告の導入に向けた検討を行った。

また、自動車基準認証国際化研究センターの活動において、自動車検査の 国際化の必要性と見直しについての検討に主体的に参画し、報告を取りまと めた。

② 次期中期目標期間における見通し

引き続き、CITA総会参加するとともに、CITAの調査に協力し、情報提供を受けることにより、業務の改善に役立てることとしている。

(ウ) その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

CITA総会参加実績

開催年	開催地	検査法人参加者数
平成15年	ベルファスト(英国)	3人
17年	シカゴ(米国)	3人
18年	ハノイ(ベトナム)	3人

(注) 平成16年度は開催されなかった。(基本は隔年開催)

(8) 海外技術支援

(中期目標)

発展途上国等からの要請に応じ、国土交通省等との連携の下、自動車検査に関する専門技術的な支援を行うこと。

(中期計画)

発展途上国等からの技術協力要請に応じ、国等との連携の下、自動車検査に関する専門技術的な支援を行います。

- ① JICAのプロジェクト等に職員を派遣し、途上国の自動車検査技 術の向上を支援します。
- ② 海外からの研修生を受け入れ、途上国の自動車検査技術の向上を支援します。

(ア) 中期目標期間における取組み

- ① 発展途上国や独立行政法人国際協力機構(JICA)等より、職員の派遣 要請が無かった。
- ② JICAからの要請によりJICAプロジェクト等への取組みとして、諸 外国の自動車検査担当官に対して研修等を行い自動車検査に関する専門技 術的な支援を行った。

(イ) 次期中期目標期間における見通し

- ① 国際協力機構等からの職員の派遣要請があれば、最適な人材の派遣を行うこととしている。
- ② 今後も国際協力機構等からの要請に対して、研修等による支援を行うこととしている。

(ウ) その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

年度	プロジェクト名	研修生	日程
平成14年	JICA集団研修「自動車検査制度コース」	8人	4 日
15年	JICA集団研修「自動車検査制度コース」	9人	6 目
16年	JICA集団研修「自動車検査整備制度コース」	9人	6 日
	ODA自動車基準・認証制度整備協力事業 個別研修「自動車検査整備コース」	3人	1 日
17年	JICA集団研修「自動車検査整備制度コース」	8人	4 日
18年	JICA集団研修「自動車検査整備制度コース」	8人	4 日
合計		45人	

4. 財務内容の改善に関する事項

(中期目標)

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図ること。

特に、運営費交付金については、「2.業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。

(中期計画)

- ○予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画 {実績値と合わせて記載}
- ○短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額を2,000百万円とします。

- ○重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画 {該当なし}
- ○剰余金の使途

中期目標期間中に剰余金が発生した場合には、中期計画の達成状況を見つつ、次の事項の使途に充てることとします。

- ・施設・設備の整備
- ・広報活動の実施

(ア) 中期目標期間における取組み

- ○予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画 {別紙1参照}
- ○短期借入金の限度額 {該当なし}
- ○重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画 {該当なし}
- ○剰余金の使途 {該当なし}

(イ) 次期中期目標期間における見通し

次期中期目標期間においては、自動車検査独立行政法人自ら審査手数料の収納を行うこととなるが、引き続き適正に計画し健全な財務体質の維持を図ることとします。

5. その他業務運営に関する重要事項

(1) 施設及び設備に関する計画

(中期目標)

保安基準適合性審査業務の確実な遂行のため、審査施設の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理に努めること。

(中期計画)

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源
審査施設整備費		自動車検査独立行政法人 施設整備費補助金
審査場の新設等	5, 152	
審査機器の新設等	3, 429	
審査上屋の改修等	3, 416	

注.審査施設整備費は、国の施設整備に関連した審査場施設の新設等や老 朽化に伴う施設の改修等のための費用であり、国の施設整備に関連して 増減する場合があります。

(ア) 中期目標期間における取組み

自動車検査独立行政法人施設整備費補助金を用いて、次の表のとおり審査施 設の整備・更新を行った。

施設・設備の	(百万	円)	
審査場の	・移転新築(中国、奈良、福山)	1, 489	2,930
新設等	・建て替え(長岡、相模)	1, 168	
	・審査コース増設(湘南)	170	
	・二輪車審査コース新設	103	
	(静岡、三重、埼玉、八王子)	!	
審査機器の	・マルチテスタ(56基)		2, 749
新設等			
審査上屋の	・見学者通路設置(9事務所)	184	3, 144
改修等	・審査上屋屋根等改修(232事務所)	2, 139	
	・審査上屋床面等改修(125事務所)	612	
	・空調等設備改修(39事務所)	209	

審査場の新設等が予定額の約57%となったのは、当初計画されていた宮城県 における自動車検査登録事務所の設置が、実検査業務量の減少傾向と今後も保 有車両数が伸びる要素が少ないことなどを理由に見送られたことにより、同時 設置の検査場の新設も見送られるとともに、練馬事務所検査場の敷地内建て替 え計画が、狭隘な敷地内での工法の再検討などが必要となったため、見送られたことなどによるものである。

また、これが審査機器の新設にも影響し、同様に予定額の約80%に止まった。

(イ) 次期中期目標期間における見通し

基準適合性審査業務の確実な遂行のため、以下のとおり審査施設の計画的な 整備・更新を進めることとしている。

施設・整備の内容	予定額	財源
	(百万円)	
審查施設整備費		自動車検査独立行政法人
		施設整備費補助金
審査場の建替等	2, 665	
審査機器の更新等	3, 437	
審査上屋の改修等	7, 405	

(2) 人事に関する計画

(中期目標)「平成18年3月30日変更]

- ①業務を確実かつ効率的に遂行するため、職員の適性に照らし適切な部門 に配置すること。
- ②人件費(退職手当等を除く)については、「行政改革の重要方針」(平成 17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度から平成22年 度までの5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組みを行 うとともに、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえ た給与体系の見直しを進めること。

(中期計画) [平成18年3月31日変更]

①人件費に関する計画

保安基準の改正等により新規業務の追加等が想定されますが、業務運営の効率化、定型的一般事務の集約化、外部委託化等の推進などにより計画的削減を行い人員を抑制することを目指します。

また、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、 平成18年度から平成22年度までの5年間において、人員について5%以 上の削減を行うこととし、現中期目標期間においては、概ね0.7%の人 員を削減することとします。

さらに、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与体系について必要な見直しを進めます。

②人員に関する指標

期末の常勤職員数を期初の99%以下とすることを目指します。

「参考1]

1) 期初の常勤職員数

876人

2) 期末の常勤職員数の見込み

865人

[参考2]

中期目標期間中の人件費の総額見込み

33,165百万円

(ア) 実績値及び取組み

①人件費に関する計画

中期目標に基づき中期計画にて設定した「概ね0.7%の人員を削減」のとおり、常勤職員を6人削減した。

さらに、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与体系について 必要な見直しを行った。

②人員に関する指標

中期目標に基づき中期計画にて設定した「期末の常勤職員を期初の99%以下」のとおり、11人削減した。

(イ) 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次期中期目標期間における見通し

①人件費に関する計画

6人は、平成17年度の871人に対して約0.7%に相当し、中期目標に基づく 中期計画値に達している。

②人員に関する指標

865人は、期初の876人に対して約98.7%に相当し、中期目標に基づく中期計画値に達している。

なお、次期中期計画において、

- ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員の定員の純減目標(今後5年間で5%以上の純減)を踏まえ、国家公務員に準じて、平成22年度において、平成17年度の人員に比べ5%以上を基本とする削減を行う。
- ・また、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について、その 体系の見直しを進めるとともに、国家公務員の給与水準に照らし適切なも のとなるよう定める。

としている。

(ウ) その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(職員数)

期初の常勤職員数 876人 平成17年度の常勤職員数 871人 期末の常勤職員数 865人

(人件費)

期末の人件費総額 28,273百万円

Ⅲ. 自主改善努力に関する事項

1. 自動車社会秩序維持のための取組み

平成17年度から、5つのカスタムカーショウ(東京オートサロン、大阪オートメッセ、福岡オートサロン、名古屋オートトレンド、札幌オートサロン)に毎年自動車検査官約30名を派遣し、展示された車両延べ3,771台のうち、保安基準に適合しないのに公道走行できない旨が明示されていない展示車両延べ424台と部品展示12社に文書により注意を喚起し、カスタムカーショウの展示者及び来場者に対して、基準不適合車や不正改造車の啓発活動を行った。

また、平成18年度においては、さらに、カー用品ショップにおける販売部品・用品の実態調査を実施し、「車検適合品」と表示されていながら、基準に適合しない又は取付位置や取付方法により基準に適合しなくなるおそれのある自動車部品やカー用品に対して不適切な表示や販売方法等についての啓発活動を行った。

なお、この活動は、次期中期目標においても、新たな項目として認められ、拡 大が見込まれている。

2. 審査事務規程の改正をホームページに掲載

自動車の安全及び環境保全の基準の強化・拡充に係る法令改正に対応して、規程を充実するとともに明確化を図るため、平成14年度から40回にわたり幅広く審査事務規程の一部改正を行ったところである。

一般の自動車ユーザーから容易に最新の審査事務規程が閲覧できるよう要望 があったことをきっかけに、一般に広く審査事務規程を周知するため、改正の都 度、検査法人ホームページに最新の審査事務規程全文を掲載するとともに、新た に改正の概要と新旧対照表も掲載することにより、受検者、指定整備事業者等の 関係者に対して理解の促進を図った。

3. 審査事務規程の改正に伴うパブリックコメントの実施

検査法人においては、国土交通省令等に規定されている事項以外であって検査の受検者に影響のある審査事務規程の改正に際しては、広く国民等に対し改正案を公表し、それに対して提出された意見・情報を考慮して意志決定を行うこととした。この方法に基づき、並行輸入自動車審査要領のパブリックコメントを行ったところ、57件のコメント提出があった。

別紙1

予算 (単位:百万円)

区分	計 画	実 績
収入		
運営費交付金	52, 361	45, 826
施設整備補助金	11, 997	8, 816
その他収入	5	489
計	64, 363	55, 131
支出		
人件費	33, 165	28, 273
業務経費	12, 833	10, 716
うち研修経費	198	279
うち審査経費	12, 635	10, 436
施設整備費	11, 997	8, 816
受託経費	_	_
一般管理費	6, 368	5, 754
計	64, 363	53, 559

注1. 官庁会計ベース

注2.「0」は50万円未満、[-]は0円であることを示す

収支計画 (単位:百万円)

	1	
区分	計画	実 績
費用の部	52, 366	47, 416
経常経費	52, 366	47, 399
人件費	33, 165	28, 455
業務費	12, 833	9, 160
一般管理費	6, 368	2,774
減価償却費	_	6, 639
固定資産除却損	_	371
財務費用	_	_
臨時損失	_	17
収益の部	52, 366	48, 985
運営費交付金収益	52, 361	40, 752
その他収入	5	31
寄付金収益	_	_
資産見返運営費交付金戻入	_	1, 486
資産見返物品受贈額戻入	_	5, 526
財務収益	_	12
雑益	_	752
臨時利益	_	426
純利益	_	1,570
 目的積立金取崩額	_	_
 総利益		1

- 注1. 計画は官庁会計ベース
- 注2. 実績は企業会計ベース
- 注3.「0」は50万円未満、「一」は0円であることを示す
- 注4. 総利益は、国庫に納付することを予定している。

資金計画 (単位:百万円)

区 分	計画	実 績
資金支出	64, 363	53, 559
業務活動による支出	52, 366	44, 743
投資活動による支出	11, 997	8, 816
財務活動による支出	_	_
次期中期目標期間への繰越金	_	_
資金収入	64, 363	55, 131
業務活動による収入	52, 366	46, 315
運営費交付金による収入	52, 361	45, 826
その他収入	5	489
投資活動による収入	11, 997	8, 816
施設整備費による収入	11, 997	8, 816
その他収入	_	_
財務活動による収入	_	_
前期中期目標期間よりの繰越金	_	_

注1. 官庁会計ベース

注2.「0」は50万円未満、「一」は0円であることを示す

審査件数の推移

表 1 審査件数の推移

	18年度	前年度比	17年度	前年度比	16年度	前年度比	15年度	前年度比	14年度 (7月~3月)	14年度 (国交省調査)
新規検査	1,141,261	99.0%	1,152,760	103.6%	1,112,490	96.5%	1,153,398	108.3%	779,385	1,064,991
継続検査	5,912,207	95.7%	6,174,885	100.4%	6,150,773	94.3%	6,524,510	97.8%	4,935,171	6,671,361
構造変更	97,633	113.2%	86,276	98.3%	87,756	110.9%	79,140	101.2%	54,732	78,215
整備確認							3,088	115.0%	1,657	2,686
再検査	1,325,980	96.0%	1,380,640	110.8%	1,245,933	124.5%	1,000,893	115.8%	670,705	864,071
小 計	8,477,081	96.4%	8,794,561	102.3%	8,596,952	98.1%	8,761,029	100.9%	6,441,650	8,681,324
街頭検査	112,300	105.5%	106,434	110.3%	96,465	113.6%	84,912	150.3%	43,119	56,479
合 計	8,589,381	96.5%	8,900,995	102.4%	8,693,417	98.3%	8,845,941	101.2%	6,484,769	8,737,803

- (注) 1. 新規検査には予備検査を含む。
 - 2. 16年度以降の街頭検査には検査場等での整備確認の件数を含む。

表2 ユーザー車検件数

	18年度	17年度	16年度	15年度	14年度
新規検査	324,827	336,849	335,094	337,357	225,015
継続検査	1,715,368	1,769,064	1,751,847	1,868,339	1,385,807
構造変更	28,017	28,494	29,890	32,700	23,142
整備確認	1	1	1	ı	1
再検査	703,335	742,880	674,182	588,107	401,804
合 計	2,771,547	2,877,287	2,791,013	2,826,503	2,035,768

(注) 14年度は7月~3月の9ヶ月間の件数

